部長及び参事官　　刑企発第179号
殿　　令和７年５月13日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

取調べの録音・録画の実施要領の制定について（通達乙）

取調べの録音・録画については、「取調べの録音・録画について（通達乙）」（令和６年12月26日刑企発第459号。以下「実施通達」という。）を発出したところであるが、その実施に当たっての手続等を明らかにするため、別添のとおり「取調べの録音・録画の実施要領」を定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施をもって、「「取調べの録音・録画の実施要領」の制定について（通達乙）」（令和６年12月26日刑企発第464号）は、廃止する。

別添

取調べの録音・録画の実施要領

第１　趣旨

録音・録画制度及び精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画についての留意事項や手順を明確にすることにより、警察における取調べの録音・録画の適正な実施を図るものである。

第２　録音・録画実施時の捜査主任官等の関与

１　捜査主任官等による実施判断等

録音・録画の実施に際しては、捜査主任官等は、実施通達１(1)ア及びウに該当するかの確認、実施通達１(2)、２(2)及び３に関する判断について、取調べ官その他の捜査員（以下「取調べ官等」という。）に任せることなく、主体的に行うこと。また、県本部の事件主管課長及び署長においても、それぞれの所属における録音・録画の実施状況を適時適切に把握するよう努めることとし、捜査主任官等は、刑事企画課と緊密に連携を図ること。

２　捜査主任官等による録音・録画状況の確認

捜査主任官等は、録音・録画装置の本体表示の視認、録音・録画記録媒体の再生等により、適正に録音・録画が行われていること及び行われたことを確認すること。

なお、記録媒体の録音・録画可能時間を超過して取調べが継続される見込みがある場合には、当該取調べの状況を踏まえ、記録媒体の交換や取調べの終了を指示するなど、その全過程が録音・録画されるように必要な措置を講じること。

第３　録音・録画実施上の留意事項

１　制度対象事件の録音・録画における留意事項

(1)　実施対象及び実施範囲（実施通達１(1)関係）

「制度対象事件」の未遂罪については、実施対象に含まれるので留意すること。

なお、「制度対象事件」の中には、殺人のように「予備罪」が処罰対象となっているものもあるが、「予備罪」は、実施対象に含まれない。また、「逮捕若しくは勾留されている被疑者」には、勾留に代わる観護措置（少年法第43条第１項、第17条第１項第２号）が執られて少年鑑別所に収容されている者を含むことに留意すること。

(2)　実施対象の選定（実施通達１(2)ア関係）

「制度対象事件以外の事件で逮捕若しくは勾留されている被疑者を取り調べるとき又は制度対象事件以外の事件で逮捕されている被疑者に対し弁解の機会を与えるときであっても、取調べが制度対象事件に関する事項に及ぶ見込みがある場合」について、具体的には、

○　殺人罪や保護責任者遺棄致死罪での立件を見据えて、死体遺棄罪で着手する場合

○　覚醒剤の営利目的輸入罪での立件を見据えて、営利目的所持罪で着手する場合

○　強盗致傷罪に罪名が変更される可能性のある強盗罪で着手する場合

等に係る取調べが該当するが、これらの取調べについては、一般的に録音・録画義務の対象となる取調べと対象とならない取調べとが混在すると考えられることから、基本的に録音・録画を実施すること。ただし、これらの場合であっても、当該取調べが制度対象事件に関する事項に及ぶ見込みがないことが明白なものについては、必ずしも録音・録画を実施する必要はない。

(3)　例外事由の適用（実施通達１(2)イ関係）

各例外事由に該当する理由等の立証が可能であると判断される場合に限って例外事由を適用することとし、例外事由を適用して取調べを録音・録画しなかった場合には、例外事由の立証に必要な書類等を検察庁に送致すること。また、例外事由を適用して取調べの録音・録画しないこととした後も、例外事由に該当する状況が継続しているのか否かに常に配意し、当該状況がなくなった場合には、遅滞なく取調べの録音・録画を実施すること。

２　精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画における留意事項

(1)　実施対象の選定（実施通達２(2)関係）

実施対象の選定に当たっては、当該事件の被疑者について、下記アで例示する知的障害、発達障害、精神障害等の障害に係る公的認定等の有無及びその程度を確認すること。

照会等の結果からこれらの障害を有することが特定された場合には、取調べの録音・録画を積極的に実施すること。ただし、障害者の中には公的認定を受けていない者も少なくないほか、障害の内容は人によって様々であり、公的認定を受けていても取調べにおいて健常者と同様の受け答えができる者もいると考えられる。

よって、実施対象は、障害に係る公的認定の有無及びその程度のみによって判断するのではなく、下記イ及びウを踏まえて、言語によるコミュニ

ケーション能力に問題があるか否か、迎合性や被誘導性が高いか否かにより判断すること。

ア　障害に係る公的認定

○　療育手帳

○　精神障害者保健福祉手帳

○　障害福祉サービス受給者証（サービスの受給者に含まれることがある。）

○　自立支援医療受給者証（精神通院医療に係る受給者に含まれることがある。）

○　年金証書（障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金の受給者に含まれることがある。）

イ　取調べ等における供述内容や態度等から判断される当該被疑者のコミュニケーション能力又は特性

例えば、取調べにおける供述内容や態度等から、次のようなコミュニケーション上の特徴が見られ、当該被疑者に知的障害、発達障害、精神障害等の障害の存在が疑われること。

なお、下記は各障害の代表的な特徴にすぎず、重複した障害を有する者も多いほか、障害の表れ方も人によって異なることに留意すること。

(ｱ)　知的障害の主な特徴

○　複雑な話や抽象的な概念が理解しにくい。

○　人に尋ねたり、自分の意見を言うのが苦手である。

○　順序立てて論理的に話すことが苦手である。

(ｲ)　発達障害の主な特徴

○　遠回しの言い方や曖昧な表現が理解しにくい。

○　一つの行動に執着したり、同じ質問を繰り返したりする。

○　関心あることばかり一方的に話す。

(ｳ)　精神障害の主な特徴

○　極端に口数が少ないが、駆り立てられるように話し続ける。

○　周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう。

○　認知面の障害のために､つじつまが合わないことを一方的に話す。

ウ　当該被疑者の生育歴、性格等に関する家族等関係者からの聴取結果

家族等から生育歴（特別支援学校への通学歴や幼少時の健診結果等を含む。）等について聴取し、又は心理学の専門家、医師等から被疑者の性格、特性等について助言を受けた結果、当該被疑者に知的障害、発達障害、精神障害等の障害の存在が疑われること。特に、家族や弁護人等が

明確な根拠に基づき被疑者に障害がある旨を申し立てた場合には、これに配慮すること。

(2)　例外事由の規定趣旨を踏まえた運用

精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画については、実施通達２(2)において「被疑者に与える精神的負担や供述への影響等を総合的に勘案」するとされているところ、実施通達１(1)ウ(ｲ)、(ｳ)又は(ｴ)に該当する場合には、それらの事情を考慮に入れて差し支えない。

なお、取調べを録音・録画しなかった場合であっても、その旨の捜査報告書等を作成して検察庁に送致する必要はない。

３　１及び２に該当しない場合の録音・録画における留意事項（実施通達３関係）

(1)　実施の可否判断

実施通達３により録音・録画を実施できる場合とは、具体的に、

○　制度対象事件以外の事件について、逮捕又は勾留されている被疑者を取り調べるとき（実施通達２に該当する場合を除く。）

○　制度対象事件について、逮捕若しくは勾留されていない被疑者を取り調べるとき又は起訴勾留中の被告人を取り調べるとき

○　制度対象事件以外の事件について、逮捕若しくは勾留されていない被疑者を取り調べるとき又は起訴勾留中の被告人を取り調べるとき

が該当する。

その実施の可否判断に当たっては、「録音・録画を実施する必要性がそのことに伴う弊害を上回ると判断されるとき」とされているところ、具体的には、

○　事件の重大性及び社会的反響の大小

○　事件に係る客観的証拠の多少

○　録音・録画の状況下で、供述が得られる可能性の大小

等を公判を見据えた犯罪立証の観点から考慮することとなる。また、起訴勾留中の被告人に対する取調べについては、上記に加え、

○　起訴されている事実に係る取調べの録音・録画の実施の有無

についても併せて考慮すること。

(2)　刑事企画課等との事前協議

実施通達３により録音・録画を実施する際には、実施の可否について協議するため、あらかじめ、刑事企画課及び事件主管課へ報告すること。

４　被害者や目撃者等の事件関係者（以下「被害者等」という。）の個人特定事項に対する配慮

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）が改正されたことに伴い、被害者等に関する個人特定事項の取扱いに対しては、弁解録取時を含め、被疑者を取り調べる際に、個人特定事項を明らかにしないように記載した（逮捕状に代わるものの）被疑事実の要旨を踏まえた取調べを行うこととし、被疑者に対して逮捕状に代わるものに記載されていない個人特定事項を告げないようにするなど必要な措置を講じること。この場合、被疑者に対しその旨を告げること。また、録音・録画実施後は、録音・録画記録媒体中に被害者特定事項に係る供述が記録されていないかどうかを確認の上、このような記録がある場合には、当該記録の公判上の取扱いについて、担当検察官と必要な協議を行うようにすること。

５　他部門との連携

刑事部以外の部門で録音・録画を実施する際にも、刑事訴訟法、犯罪捜査規範、実施通達及び本実施要領に沿った録音・録画が実施されるように、刑事企画課と緊密な連携を図ること。

第４　録音・録画の実施手順

１　録音・録画装置の準備

録音・録画の実施に当たっては、刑事企画課及び各署に配分若しくは設置された録音・録画装置を使用すること。

２　記録媒体の準備

記録媒体については、刑事企画課から配付されたBD-Rを使用すること。

３　録音・録画装置の操作

録音・録画装置の操作については、取調べ官以外の者(以下「機器操作者」という。)が行うこと。

４　録音・録画の開始

原則として、取調べ官及び機器操作者を含む３名で、録音・録画装置が作動し、録音・録画が正常に開始されていることを確認すること。

５　取調べの開始

取調べ官は、４の手順が踏まれた後に、被疑者を取調べ室に入室させて取調べを開始すること。

６　録音・録画を実施する旨の告知

(1)　被疑者が入室する時点から録音・録画を実施している場合

取調べ官は、被疑者が取調べ室に入室後、速やかに被疑者に録音・録画を行っていることを告知すること。

(2)　(1)以外の場合

例外事由を適用して録音・録画を実施していない場合において、事後的

に例外事由に該当する事情がなくなるなど、取調べの途中から録音・録画を実施する場合には、取調べ官は、録音・録画が正常に開始されていることが確認された後、速やかに、被疑者に録音・録画を開始したことを告知すること。

なお、いずれの場合も、単に告知すれば足り、被疑者の積極的な同意を得ることを要しない。

7　録音・録画の終了

録音・録画の終了は、被疑者に録音・録画を終了する旨を告げた後又は被疑者を取調べ室から退出させた後とすること。

第５　録音・録画の終了後の措置

1　録音・録画記録媒体の原本の封印

取調べ官等は、録音・録画の終了後、直ちに 録音・録画記録媒体の記録状態を確認した上で、当該録音・録画記録媒体を封筒に収納し、当該封筒に取調べ官等が署名・押印することによって原本の封印を行うこと。

なお、本措置に際して、被疑者の立会いを要しない。

2　録音・録画状況報告書の作成等

取調べ官等は、録音・録画を実施した状況について、速やかに録音・録画状況報告書（犯罪捜査規範別記様式第18号）を作成し、１で封印した原本を添付するとともに、同報告書の謄本を作成すること。

なお、謄本にも録音・録画記録媒体を添付することとし、 録音・録画装置で作成した複製物を使用すること。

3　録音・録画状況報告書等の検察官への送致

録音・録画記録媒体の原本を添付した録音・録画状況報告書の原本及び録音・録画記録媒体の複製物を添付した同報告書の謄本は、検察官に送致すること。

4　取調べ状況報告書への記載

録音・録画を実施した場合には、取調べ状況報告書（犯罪捜査規範別記様式第16号）の「その他参考事項」欄に、録音・録画を実施した旨を記載すること。

第６　検察官による録音・録画装置（以下「装置」という。）の利用について

1　基本方針

高知地方検察庁から、署において検事調べを実施する旨の連絡を受けた場合、県が保有する装置の利用を許可する。

2　利用の対象

(1)　裁判員裁判対象事件及び社会的反響の大きい事件の被疑者の取調べ

(2)　公判請求が見込まれ、かつ、被疑者・被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見込まれる事件の被疑者・被害者・参考人の取調べ

3　利用を許可する装置及び使用する記録媒体

利用を許可する装置は、令和３年度以降に県費導入した可搬型録音・録画装置とする。

録音・録画に必要な記録媒体（BD-R）は、検察庁が準備する。

4　装置の利用場所

装置の利用場所は、実際に検事調べを行う署の取調べ室又は相談室とする。

5　留意事項

(1)　刑事企画課への報告

捜査主任官等は、検察庁から装置利用の依頼を受けた場合、刑事企画課へ速報すること。

(2)　装置の準備及び操作

録音・録画装置の設置、調整等の準備、録音・録画の開始や停止に至るまでの操作は、警察官が行うこと。

(3)　記録媒体の確認とハードディスクデータの消去

警察官は、検察官による録音・録画終了後、装置のハードディスクに保存された映像・音声データについては、必要な謄本記録媒体等の作成後、確実に消去すること。

別記様式第18号（犯罪捜査規範第182条の４）

録音・録画状況報告書

年　　月　　日

警察署

司法警察員　　殿

警察署

司法　　㊞

被疑者　　に対する　　被疑事件につき、同被疑者の取調べ／弁解録取を行った際に録音・録画をした状況は、下記のとおりであるので報告する。

記

１　録音・録画年月日時

年　月　日午　　時　分から　　年　月　日午　　時　分までの間

２　録音・録画場所

３　録音・録画担当者

４　その他参考事項